

ご参考「ホームアシスタンスサービス」サービス利用規約

I 全般に関する事項

1. サービスの利用規約について

- (1) 本サービスは、全国町村職員生活協同組合火災共済にご加入いただいた契約者のみをご利用いただける『付帯サービス』です。
- (2) 本利用規約は、本組合が提供する本サービスに関する事項を定めたものです。

2. サービスの提供内容

本サービスは以下のサービスから構成されます。

- ①水廻りのトラブル・駆けつけサービス
- ②鍵のトラブル・駆けつけサービス

3. サービスの対象建物

本サービスは、本共済契約において、共済の対象となる建物・共済の対象となる家財を収容する建物のうち、被共済者(共済の対象の所有者)が専有・占有する居住部分を対象とします。

4. サービスの適用地域

一部の離島等の地域では本サービスの提供ができない場合があります。

5. サービスの対象期間

本サービスは、本共済契約の共済期間が対象期間となります。

6. サービスを提供できない場合

- (1) 本サービスは、以下の事項に該当する場合には提供することができません。
 - ①故意または重大な過失によって生じたトラブル
 - ②地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする場合
 - ③戦争または暴動を原因とする場合
 - ④風災や水災などの自然災害を原因とする場合
- (2) 契約者ご自身で業者を手配された場合は本サービスの対象外となります。
- (3) 本共済の共済金のお支払い対象となる事故による修理は、本サービスの対象外となります。

7. サービスをご利用いただく際のご注意事項

- (1) 本サービスの運営は、株式会社プライムアシスタンスに委託しています。
- (2) 本サービスは、委託会社と提携する専門業者(以下「提携業者」といいます)を契約者にご紹介し、利用料金の一部または全部を本組合が負担するものです。
- (3) 本サービスを提供する際、契約者の組合員番号・契約番号を確認し、本サービスの提供に必要な契約内容や契約者の情報を提携業者へ連絡します。
- (4) 交通事情、気象状況等により、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスの提供ができない場合があります。
- (5) 特殊作業を必要としない応急処置を対象とし、各サービスの提供範囲外の費用は契約者のご負担となります。また、サービスのご利用後に、サービスの対象でないことが判明した場合、費用は全て契約者のご負担となります。
- (6) サービスを利用する際は、必ず「ホームアシスタンスサービス受付デスク」までご連絡ください。(事前に連絡がなく業者を手配された場合は、本サービスの対象外となります。)

- (7) サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- (8) サービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承願います。

II サービスの提供範囲

1. 『水廻りのトラブル・駆けつけサービス』の提供範囲

- (1) トイレや台所・浴室・洗面所等の給排水管の詰まり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れが生じた場合に提携業者の手配を行い、詰まりの除去や水漏れを止めるための応急処置を実施します。(部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用については、サービスの対象外となり契約者のご負担となります。)
- (2) 応急処置に必要な費用には、出張費・作業代を含み、パッキン等の部品代を除きます。
- (3) 部品交換に関する部品代・作業代等の費用は契約者のご負担となります。ただし一般的な水栓パッキンの交換の作業代は無料です。
- (4) 便器等の脱着作業に関する費用は契約者のご負担となります。
- (5) マンションやアパート等の集合住宅における共用部分および公共機関等の管轄部分に生じた詰まり、水漏れは対象外です。
- (6) 給排水管の凍結を原因とする場合はサービスの対象外です。
- (7) 屋外の水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れは本サービスの対象外です。

2. 『鍵のトラブル・駆けつけサービス』の提供範囲

- (1) 鍵を紛失した場合等に提携会社の手配を行い、応急処置として出入口(玄関等)の開錠・破錠作業を行います。
- (2) 開錠・破錠の後にいった、鍵の新規取付や部品交換に関する部品代・作業代等の費用は契約者のご負担となります。
- (3) サービスの対象は一般の住宅用の出入口の鍵に限ります。併用住宅の店舗専用部分の出入口の開錠・破錠、建物内のドアの開錠・破錠、物置・倉庫などの開錠・破錠は対象外です。また、マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等は開錠・破錠の対象外となります。
- (4) 鍵およびドアの種類によっては開錠・破錠作業ができない場合があります。
- (5) ホームセキュリティなどにご加入されている場合などは、ご加入の警備会社へ作業を依頼させていただく場合があります。
- (6) 契約者ご自身の身分証明ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。

- ホームアシスタンスサービスは、火災共済保険に自動付帯される、無料サービスの名称です。

全国町村職員生活協同組合

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-35 全国町村会館

TEL 03-3581-0479

ホームページ <http://www.zcss.jp>